



【訪問看護】

**複数名訪問加算
算定のガイドブック**

目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 複数名訪問加算の単位数・・・・・・・・・・ 4
- 複数名訪問加算の算定要件・・・・・・・・ 5～6
- 複数名訪問加算の留意点・・・・・・・・・・ 7
- 複数名訪問加算のQ & A・・・・・・・・・・ 8～13

はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうございます。
ございます。

複数名訪問加算とは、1人で看護が行うことが困難な利用者に対して、複数名で訪問し、サービスを提供することを評価する加算です。

本資料は、複数名訪問加算の算定に向けた前提となる情報を把握するために活用いただく資料となっています。

具体的な解釈や申請等については、公表されている最新情報をもとに、所轄官庁へお問い合わせいただきますようお願い致します。



複数名訪問加算の単位数

加算の種類	提供時間	単位数
複数名訪問加算（Ⅰ）	30分未満	254単位／1回
	30分以上	402単位／1回
複数名訪問加算（Ⅱ）	30分未満	201単位／1回
	30分以上	317単位／1回

【参考】

- （Ⅰ）30分未満の場合、基本報酬470単位＋254単位 ⇒ 1回あたり724単位
- （Ⅰ）30分以上の場合、基本報酬821単位＋402単位 ⇒ 1回あたり1223単位
- （Ⅱ）30分未満の場合、基本報酬470単位＋201単位 ⇒ 1回あたり671単位
- （Ⅱ）30分以上の場合、基本報酬821単位＋317単位 ⇒ 1回あたり1138単位

複数名訪問加算の算定要件

複数名訪問加算（Ⅰ）の算定要件

- 利用者やその家族から複数名で訪問を行うことの同意を得ていること。
- 1人で看護を行うことが困難な利用者に、同時に2人の看護師等が訪問し、サービスを提供すること。

複数名訪問加算（Ⅱ）の算定要件

- 利用者やその家族から複数名で訪問を行うことの同意を得ていること。
- 1人で看護を行うことが困難な利用者に、同時に1人の看護師等と1人の看護補助者が訪問し、サービスを提供すること。

複数名訪問加算の算定要件

『1人で看護を行うことが困難な利用者』とは？

『1人で看護を行うことが困難な利用者』とは、以下のいずれかに該当する状態の利用者を指します。

- 身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる。
- 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる。
- その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる。

『加算の対象となる訪問』の留意点とは？

1人で看護を行うことが困難な利用者に対してサービスを提供することを評価する加算なので、1人で看護を行うことが困難な状態ではない利用者に対して、**単に2人が同時に訪問し、サービスを提供しただけでは加算を算定できません。**

複数名訪問加算の留意点

- 看護補助者とは、訪問看護を担当する看護師等の指示の下に、療養生活上の世話の他、居室内の環境整備、看護用品や消耗品の整理整頓等の看護業務の補助を行う従業者を指します。
- 看護補助者は、資格の有無は問われませんが、秘密保持や安全等の観点から事業所に雇用されていることが求められます。



複数名訪問加算のQ&A

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成30年3月23日 問15

Q.
訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が看護職員と一緒に利用者宅を訪問しサービスを提供した場合に、基本サービス費はいずれの職種の報酬を算定するのか。この場合、複数名訪問加算を算定することは可能か。

A.
基本サービス費は、主に訪問看護を提供するいずれかの職種に係る報酬を算定する。また、訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と看護職員と一緒に訪問看護を行った場合、複数名訪問加算の要件を満たす場合、複数名訪問加算（Ⅰ）の算定が可能である。
なお、訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が主に訪問看護を行っている場合であっても、訪問看護の提供回数ではなく、複数名での訪問看護の提供時間に応じて加算を算定する。

複数名訪問加算のQ&A

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成30年3月23日 問16

Q.

複数名訪問加算（Ⅱ）の看護補助者については、留意事項通知において「資格は問わないが、秘密保持や安全等の観点から、訪問看護事業所に雇用されている必要がある」と明記されているが、従事者の変更のたびに届けを行う必要があるのか。

A.

複数名訪問加算（Ⅱ）の看護補助者については、看護師等の指導の下に、看護業務の補助を行う者としており、例えば事務職員等であっても差し支えない。また、当該看護補助者については、指定基準の人員に含まれないことから、従事者の変更届の提出は要しないものであるが、秘密保持や安全等の観点から、事業所において必要な研修等を行うことが重要である。

複数名訪問加算のQ&A

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成30年3月23日 問17

Q.
看護師等と同時に訪問する者に応じ、複数名訪問加算（Ⅰ）又は複数名訪問加算（Ⅱ）を算定することになるが、同一日及び同一月において併算することができるか。

A.
それぞれ要件を満たしていれば同一日及び同一月に併算することは可能である。

複数名訪問加算のQ&A

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成30年3月23日 問18

Q.
看護師等と同時に訪問する者に応じ、複数名訪問加算（Ⅰ）又は複数名訪問加算（Ⅱ）を算定することになるが、算定回数の上限はあるか。

A.
それぞれ要件を満たしており、ケアプランに位置づけられていれば、算定回数の上限はない。

複数名訪問加算のQ&A

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成30年3月23日 問29

Q.
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携した場合の報酬を算定する場合、訪問看護で設定されている全ての加算が算定できるのか。

A.
夜間又は早朝、深夜に訪問看護を行う場合の加算、複数名訪問加算、1時間30分以上の訪問看護を行う場合の加算及び看護体制強化加算は算定できない。

複数名訪問加算のQ&A

平成21年4月改定関係Q&A (Vol.1) 平成21年3月23日 問39

Q.

複数名訪問加算は30分未満と30分以上で区分されているが、訪問時間全体のうち、複数の看護師が必要な時間で分けるのか。例えば、訪問看護（30分以上1時間未満）のうち複数の看護師が必要な時間が30分未満だった場合はどちらを加算するのか。

A.

1人目の看護師の訪問の時間によらず、2人目の看護師が必要な時間である30分未満を加算する。